

政令第 号

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第三項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表神戸三宮駅周辺・臨海地域の項中「神戸三宮駅周辺・臨海地域」を「神戸都心・臨海地域」に、「市道葺合南百四十三号線と市道若菜神戸駅線」を「市道葺合南四十一号線と一般国道二号線」に、「同市道」を「同国道、市道葺合南百四十四号線、市道六甲道三宮線、市道葺合南百四十三号線、市道若菜神戸駅線」に、「市道鯉川線」を「市道鯉川線、市道生田北百三十九号線、市道生田北二百九号線、市道山手幹線、市道花隈線、市道生田南十八号線、市道鯉川線」に、「市道葺合南百四十四号線、市道六甲道三宮線並びに市道葺合南百四十三号線」を「市道梅香浜辺通脇浜線並びに市道葺合南四十一号線」に、「（神戸港港湾計画において埠頭用地として定められた区域並びに一番（第一突堤基部防波堤の南端線を延長した線以南

の区域に限る。)及び四番を除く」を「、波止場町、弁天町(一番に限る。)及び東川崎町一丁目(九番に限る)」に改め、同表備考第十号中「及び神戸三宮駅周辺・臨海地域」を削り、同表備考に次の一号を加える。

十六 神戸都心・臨海地域 令和四年三月十五日

第二条の表神戸三宮駅周辺・臨海地域の項及び同表備考第四号中「神戸三宮駅周辺・臨海地域」を「神戸都心・臨海地域」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

都市再生緊急整備地域として定められている神戸三宮駅周辺・臨海地域の区域を拡大する等の必要があるからである。